

子育て支援員研修制度に関する検討会 第5回専門研修WT(社会的養護)	参考 資料 2
平成26年12月15日	

第3回子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 資料(抜粋)

資料1 子育て支援員(仮称)研修制度の整理

資料3 子育て支援員(仮称)研修ガイドラインについて

子育て支援員(仮称)研修制度の整理①

第3回子育て支援員(仮称)
研修制度に関する検討会

資料1

平成26年9月29日

○子育て支援員(仮称)研修制度の枠組み(これまでの主な意見等を踏まえて整理したもの)

→枠組みの整理を踏まえ実施要綱等を策定

項目	内容	考え方
名称	子育て支援員	本研修制度により、養成する者の目的・役割を適切に表していることから、本研修制度により認定する者の名称を“子育て支援員”とする。 また、子育て支援分野では既に様々な研修事業が、地方公共団体や民間団体の独自の取り組みとして行われており、それら名称が定着している地域もあることから、現場での混乱を考慮し、制度の広報により子育て支援員研修制度の普及につとめるものとし、愛称の公募を行わない。
子育て支援員の位置づけ	—	子育て支援員は、子育て支援分野において新たに創設される職種ではなく、子育て支援員研修を受講したことにより必要な知識や技術を習得した者に対する“通称”であり、事業に応じて「保育従事者」、「家庭的保育補助者」などとして従事していただくこととなる。
研修対象者	育児経験豊かな主婦等に限定することなく、広く地域の人材の協力を得て実施	“育児経験豊かな主婦等を主な対象”と強調することによって、保育等の専門性について社会における誤解を与えることがないよう、また、職業経験や育児経験など多様な経験を有する地域の人材に協力いただけるよう、「保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等」とする。
実施主体 (都道府県・市町村の役割)	都道府県又は市町村	子育て支援員の主な従事先として想定している事業の多くが、市町村事業として行われるとともに、子ども・子育て支援新制度では、これらの事業に従事する保育従事者等について、「市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」としていることから、本研修制度においては市町村を実施主体とする。また、研修を実施することが困難な市町村も想定されることから、市町村長の指定を受け都道府県が管内での人材確保が円滑に行われるよう、都道府県も併せて実施主体とする。 都道府県は管内で適切に研修が行われるよう市町村と連携し、研修実施が困難な地域にあっては都道府県が研修を実施するほか、放課後児童クラブや社会的養護など都道府県が実施する事業や研修内容・機会の確保の面から都道府県単位で研修を行うことが適切なものは都道府県が中心となっていくものとする。
委託のあり方	都道府県知事又は市町村長が委託	子育て支援員研修の実施にあたっては、都道府県又は市町村が適当と認める民間団体への委託を可能とする。委託にあたっては、社会福祉協議会、指定保育士養成施設及び地域のNPO法人など子育て支援分野にノウハウを有する機関等とし、研修内容や養成回数、開催時期が適切に確保されるよう留意。

子育て支援員(仮称)研修制度の整理②

項目	内容	考え方
養成数の把握	—	「市町村子ども・子育て支援事業計画」により見込まれる、地域型保育事業における保育従事者等及び地域子ども・子育て支援事業において必要と見込まれる放課後児童クラブ補助員等の必要数等から現に当該事業に従事している者等を勘案し、必要数を把握する。
研修の構成	基本(共通)研修と専門研修で構成	「基本(共通)研修」と「専門研修(4コース)」により構成。地域保育コース及び地域子育て支援コースにおいては、対象事業ごとに細分化を検討。専門研修の具体的な研修科目の内容・時間数等については各専門研修WTIにおいて検討。
子育て支援員研修の実施方法	—	子育て支援員研修は、「基本(共通)研修」と「専門研修」を同一実施主体で行うことが望ましい(※1)が、「基本(共通)研修」と「専門研修」を異なる実施主体で受講する場合には、基本(共通)研修の受講を確認(※2)のうえ専門研修の実施主体において、「子育て支援員研修修了証」を交付。 (※1 放課後児童クラブ等の都道府県単位で行うものを除く) (※2 基本(共通)研修の修了時の受講証明(履修証明)を交付)
研修修了証・受講要件	—	「基本(共通)研修」と「専門研修」(1コース)の修了により、修了した研修に応じた「子育て支援員研修修了証」を交付。子育て支援員研修の修了者が他の専門研修を受講する場合には、基本(共通)研修の受講は免除する。 ただし、利用者支援事業については、保育士資格等を有する者等の受講の要件について、専門研修WT(地域子育て支援)において検討。
利用者支援事業の位置づけ	—	利用者支援事業は、利用者と地域資源、また地域資源間のコーディネートを行うなどソーシャルワークとしての機能を有しており、他の事業と性格を異にすることから、利用者支援事業について保育等に関する知識や技術のみで機能するかのような誤解を招かないように、利用者支援事業の機能等について明記する。
研修ガイドラインの作成	—	研修科目ごとに意義やポイントとなる項目・目標等を示し、研修実施の際の留意点として作成。策定にあたって、保育者等として保育に従事する地域保育コース及び基本(共通)研修部分のガイドラインについては、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準を規定した通知等の例を参考に策定。地域保育コース以外の各コースについては、各事業の特性等に配慮して作成する。(別紙1)

子育て支援員(仮称)研修制度の整理③

項目	内容	考え方
修了者名簿の管理	実施主体において管理	氏名・連絡先・修了年月日・修了証書番号等の必要事項を記載した名簿を作成し、実施主体ごとに管理。委託により研修事業を行った者は、名簿を作成し遅滞なく委託元に提出。
フォローアップ研修・現任研修のあり方	—	小規模保育等の研修の修了が従事要件となっている事業等については、小規模な事業であることや、直接、保育に携わる事業であることを勘案し、現行の家庭的保育事業と同様に、「フォローアップ研修」と「現任研修」の実施することが望ましい。また、実施内容や開催頻度等については各事業の特性や地域の実情等に応じて行うものとする。 上記以外の事業については、地域の実情等に応じて研修ができるよう、「フォローアップ研修」、「現任研修」の目的・内容等から事業の特性を勘案して研修を行うものとする。「フォローアップ研修」、「現任研修」の内容等は今後検討予定。
フォローアップ研修・現任研修の実施体制	—	子ども・子育て支援新制度では、都道府県が従事する者の資質の向上について中心的な役割を担っていることから、フォローアップ研修・現任研修の実施にあたっては、認定研修と同様に放課後児童クラブ等の都道府県を単位として行うことが適切なものは都道府県を中心に実施するほか、研修の目的や内容に応じて、都道府県と市町村が連携して実施することが望ましい。（別紙2）
研修と就労の接続	—	子育て支援員研修の実施にあたっては、地域の保育等の資源の状況や人材の需要について、研修において理解できるよう検討。
履修漏れへの対応	—	やむを得ない事情等により、所定の科目の一部に履修漏れが生じた場合には、原則として同一実施主体において当該科目を履修すること。ただし、当該実施主体が適当と認めた場合には、他の実施主体での履修をもって、「子育て支援員修了証」を交付しても差し支えない。
子育て支援員研修修了者の一部科目受講	—	子育て支援員研修修了者の一部科目履修については、全部履修者や研修実施の妨げにならない範囲で、受講が可能となるよう配慮を検討。
研修講師の養成	—	研修の実施体制の確保は、子育て支援員研修の実施にあたり重要なことから、養成の状況を踏まえ、研修講師の確保など体制確保について今後、検討。

子育て支援員(仮称)研修ガイドラインについて

1. 研修ガイドラインの目的

研修ガイドラインは、子育て支援員(仮称)研修の内容について、押さえておくべきポイントとして示し、実施主体又は講師によって内容が異なる、あるいは内容が不十分となることを防ぐことを目的として作成するものである。

2. 研修ガイドラインの内容

① 研修ガイドラインは、共通研修、専門研修の科目ごとに、意義やポイントとなる項目・目標等を示し、講師等が研修を実施する際の留意点として作成するものとする。

特に小規模保育等の保育従事者等として保育に携わる地域保育コースにあっては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日雇児発第1209001号雇児局長通知)(参考資料4)及び「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」(平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 財団法人こども未来財団)(参考資料5)などの事例をもとに作成するものとする。

② 地域保育コース以外の研修ガイドラインについては、研修の実施状況や事業の実施形態等が異なることから、各事業の実施状況に応じたものとなるよう作成するものとする。

③ なお、共通研修については、各事業の基礎となる研修であることから、地域保育コースに準じて作成するものとする。

3. 検討体制

本検討会の議論を踏まえ、各座長のもと各構成員のご協力をいただき作成。